

カウンセリング費用を重傷病給付金の対象とすることについての見解

警察としてはこれまで、犯罪被害により被害者や家族が受けるPTSD等の精神的なダメージについて、犯罪被害者支援における極めて重要な課題と捉え、その立ち直りについても、

- 平成 18 年の政令改正により、精神疾患に係る重傷病給付金の入院要件の廃止
- 都道府県警察における臨床心理士等の資格を有する部内カウンセラーの育成・配置
- 臨床心理士等の専門家の外部委嘱
- 民間の犯罪被害者支援団体が行うカウンセリングを含む相談に対する業務委託

等により、各種支援を強力に推進してきたところである。

他方、重傷病給付金は、犯罪行為によって重大な負傷又は疾病を受けた場合に、その傷病の程度に応じて一定の給付金を支給するものであるところ、傷病を負った者が共通して負担を余儀なくされる保険診療による医療費の自己負担部分が傷病の程度を的確に表していると考えられることから、健康保険制度の適用される医療行為に係る費用が対象となっており、健康保険制度が適用される精神科医による精神療法等については重傷病給付金の対象としている。一方、臨床心理士等によるカウンセリング費用は、健康保険制度が適用されないことから、重傷病給付金の対象とはされていない。

したがって、臨床心理士等によるカウンセリングについて、当該カウンセリングに係る費用を重傷病給付金の対象とする制度設計を検討するためには、その前提として、対象となる傷病の種類・治療行為・効果・費用のあり方について、健康保険等の適用される医療行為に準ずる形で定める制度が整備されることが必要であると思料する。